第三十三条の次に次の一条を加える。

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

第三十三条の二　準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定共済契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

第三十五条第一号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次号」の下に「、次条第二項、第三十七条第二項第三号及び第三十七条の二」を加える。

第三十六条第一項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項第二号中「次条第二項」の下に「第一号及び第三十七条の二」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める日は、前項の組合が同項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

第三十七条第一項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次項」の下に「及び第三十七条の三」を加え、同条第二項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

第三十七条の次に次の二条を加える。

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が更新申出をするために必要な期間）

第三十七条の二　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第三十七条の三　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定共済契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

第四十九条各号列記以外の部分中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改め、同条第一号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改める。

第六十五条第二号中「判断」の下に「及びその理由」を加える。

第七十二条第二項中「売上高」の下に「（役務収益を含む。）」を加える。

第七十四条中「、連結貸借対照表の」を「連結貸借対照表の」に改める。

第七十五条中「、連結損益計算書の」を「連結損益計算書の」に改める。

第七十六条中「、連結純資産変動計算書の」を「連結純資産変動計算書の」に改める。

第七十八条第二項中「持分法の」の下に「適用の」を加える。

第八十一条第三項第一号ホ中「棚卸資産」を「たな卸資産」に、同号リ中「現金化できる」を「現金化することができる」に改める。

第八十二条第二項第一号ヲ中「支払」を「支払われ」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号ルの次に次のように加える。

ヲ　資産除去債務（有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によつて生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）のうち、一年内に履行されると認められるもの

第八十二条第二項第二号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　資産除去債務のうち、前号ヲに掲げるもの以外のもの

第八十四条第七項第二号中「損失の可能性」を「当該損失の危険」に、「当該可能性」を「当該損失の危険」に改める。

第八十四条の次に次の一条を加える。

（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）

第八十四条の二　同一の工事契約（請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。）に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。

第九十四条第七項中「前期損益修正益」の下に「、負ののれん発生益」を加える。

第九十五条第三項中「、事業総損失金」を「事業総損失金」に改める。

第九十六条第二項中「、事業損失金」を「事業損失金」に改める。

第九十七条第一項中「加算して」を「加えて」に改め、同条第二項中「、経常損失金」を「経常損失金」に改める。

第九十八条第一項中「加算して」を「加えて」に改め、同条第二項中「、税引前当期損失金」を「税引前当期損失金」に改める。

第九十九条第一項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　税金等調整前当期剰余金又は税金等調整前当期損失金として表示した額に第一号及び前号に掲げる額を加減して得た額

第百条第一項第二号中「前条第一項第四号」を「前条第一項第五号」に改め、同項第四号中「から第三号まで」を「、第二号及び第四号」に改め、同条第二項中「、当期損失金」を「当期損失金」に改める。

第百九条第一項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八　金融商品に関する注記

九　持分法損益等に関する注記

第百九条第二項第一号中「第一号」の下に「及び第九号」を加え、同項第二号中「第八号まで」を「第七号まで、第九号及び第十号」に改める。

第百十一条を次のように改める。

（継続組合の前提に関する注記）

第百十一条　継続組合の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該組合が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下この条において「継続組合の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

一　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四　当該重要な不確実性の影響を決算関係書類（連結注記にあつては、連結決算関係書類）に反映しているか否かの別

第百十三条第一項第一号ニの次に次のように加える。

ホ　開示対象特別目的会社（特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）のうち、第二百十条第四項の規定により当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した組合